

# 化学物質のリスクアセスメント義務化に係る対応

2016年6月に化学物質のリスクアセスメントが義務化され、業種や事業規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造や取り扱いを行うすべての事業者が対象となります。労働安全衛生に取り組んでこられた講師をお招きし、セミナーを開催しました。その概略をご紹介します。

## 労働安全衛生コンサルタント 伊香 實次 氏

平成28年6月1日に施行された労働安全衛生法の改正点は、人に対する一定の危険・有害性が確認されている640の化学物質とその製剤について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者および労働者がその危険・有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものです。具体的なリスクアセスメントの実施について、順を追って解説します。

危険性・有害性が確認されている化学物質のリスクアセスメントを実施し、結果を出すまでが事業者の義務。事業者は結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となります。規模や業種の限定はなく、化学物質を製造又は取り扱う全ての事業者が対象で、経過措置はありません。

実施時期は、施行日以降、①調査対象物を原材料として新規に採用し、又は変更するとき、②調査対象物を製造し、又は取り扱う業務にかかる作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき、③調査対象物の危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

実施体制については、総括安全衛生管理者、安全管理者または作業主任者など、化学物質管理者、専門的知識のある人、外部の専門家などが挙げられますが、リスクアセスメントレベルを均一化するため、実施者を少数に限定するのがよいと考えられます。ノウハウ継承のため、実施体制の仕組み「リスクアセスメント実施規定」をつくって書面やファイルで残しておくことが必要です。

リスクアセスメントの流れは下記のような手順となります。



リスクアセスメントを実施したら、対象物の名称・対象業務の内容・リスクアセスメントの結果・実施するリスク低減措置の内容について、労働者に周知しなくてはなりません。周知の方法は、①作業場に常時掲示、②書面を労働者に交付、③作業場に常時確認可能なパソコン端末等を設置、のいずれかでを行います。

リスクアセスメントは現在のところ努力義務であり、罰則規定はありませんが、法律違反となれば行政指導の対象となります。リスクアセスメントを適切に実施することにより、職場のリスクが明確になり、リスクに対する認識を職場全体で共有できます。また、安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができ、職場全員に「危険」に対する感受性が高まるなどの効果が期待できます。まず、できることから始めることが重要です。

### ステップ1

危険性または有害性の特定。対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して、危険性または有害性を特定する。

### ステップ2

リスクの見積もり。ばく露量の推定からリスク小と判断した場合は、一旦リスクアセスメントを終了、ただし記録は残す。推定リスクが中、不明、大の場合はリスクアセスメントを実施する。

### ステップ3

リスク低減措置の内容の検討。危険性・有害性のより低い化学物質への代替、運転条件の変更、取り扱う化学物質の形状の変更、機械設備などの防爆化などの工学的対策、密閉化や局所排気装置の設置などの衛生工学的対策、作業手順の改善・立入禁止などの管理的対策、有害性に応じた保護具の使用、この順で検討を行う。

### ステップ4

リスク低減措置(ステップ3の内容)を実施する。

お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 基盤技術課 化学・環境担当 TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497 E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp